

工作物取扱要領

(昭和44年4月1日付け 43川総管第323号助役通知)

(趣旨)

第1条 この要領は、工作物の取扱いに関し、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「工作物」とは、土地又は建物に固定し、一定の目的に継続的に使用される人工的構築物のうち川崎市公有財産事務取扱要領(平成22年12月28日付け22川財運第1032号)別表第1(3)に定める表の工作物の種目欄に掲げるものに該当するもので、次の各号に掲げるものを除いたものをいう。

- (1) 下水道法第2条(昭和33年法律第79号)に規定されたもので、公共下水道及び都市下水路構築物のうち、管きよ、暗きよ、開きよその他(マンホール、集水桝等)これに類するもの
- (2) 都市公園法(昭和31年法律第79号)による公園及びこれに準ずる設備で、同法第2条に規定されたもののうち、建物以外のもの
- (3) 道路主管局の所管に属する道路の施設又は工作物及び附属物
- (4) 河川敷に設置されたもの
- (5) 学校及び保育園敷地内に設置された野外運動設備及び遊戯設備

2 工作物のうち、次の各号に掲げるものは建物の一部として取り扱うものとする。ただし、財政局長が特に認めるときはこの限りではない。

- (1) 建物と構造上一体となって建物の効用を高めているもの
- (2) 取得価額又は構築時における取得価額及び評価額が100万円未満のもの。
ただし、土地に単独で存在する等、建物の一部として取り扱うことができないものについては、工作物として取り扱わないものとする。

(帳簿価額)

第3条 帳簿等に記載すべき価額は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 購入によるものは購入価額、交換によるものは交換価額
- (2) 請負の場合には請負価額、支給材等のあるときは、その支給材等の買価額又は見込価額を加えたもの。ただし、障害物除却その他これに類する工費はこれを控除する。
- (3) 直営の場合には、その直接工費。ただし、前号ただし書の工費及び剰余材料の価額は、これを控除する。
- (4) 移築の場合には、移築に要した費用は控除する。
- (5) 改造の場合には、当該工作物の帳簿価額にその改造費を加えるものとする。ただし、改造と改造以外の費用が明らかではない場合については、その費用の7割を帳簿価額に加えるものとする。
- (6) 帳簿等に記載する価額は、1,000円未満を切り捨てるものとする。

(附属図面)

第4条 新営工事に伴う報告書に添付する図面は、配置図、平面図、立面図その他必要とする図面とし、図面には、名称、位置形状、寸法、延長、延面積等の必要事項を明示するものとする。

附 則

この要領は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成26年3月31日から施行する。

附 則

この改正要領は、令和2年3月31日から施行する。